

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年3月31日

徳島市監査委員 久米川 文 男
 同 工 藤 誠 介
 同 加 村 祐 志
 同 齋 藤 智 彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益社団法人 徳島市観光協会
 (財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成27年4月1日から12月31日までに執行した財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 徳島市内における観光事業の振興をはかり、もって徳島市の産業、文化の振興に寄与することを目的としている。
 - (2) 設立年月日 昭和46年10月20日
 - (3) 会員数 133団体(平成27年3月31日現在)
 - (4) 事務所 徳島市新町橋2丁目20番地
 - (5) 職員数 常勤職員27人(正規職員17人、臨時・嘱託職員10人)
 - (6) 徳島市補助金(単位:円)

内 訳	予算額 (平成27年度)	交付済額 (12月末現在)
補助金合計	70,255,000	64,774,000
徳島市観光協会事業補助金	53,481,000	48,000,000
阿波おどり運営費補助金	16,774,000	16,774,000

(7) 指定管理

- ア 施設名 阿波おどり会館、徳島市営眉山ロープウェイ
- イ 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- ウ 指定管理料 平成27年度指定管理料
 阿波おどり会館 83,399,000円
 徳島市営眉山ロープウェイ なし
 (ロープウェイの管理経費は利用料金を充当)

第2 監査の実施期間

平成28年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

公益社団法人 徳島市観光協会の財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、団体が目的外使用許可を受けている事務室の光熱水費について、許可書に定められた光熱水費の負担がされていなかった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。